

新築・増改築された家屋の評価を行っています。

現在、税務課課税係では平成 25 年度課税分の家屋の評価を行っています。評価の対象になる家屋は、平成 24 年 1 月 2 日から平成 25 年 1 月 1 日までに、新築または増改築された家屋で、平成 25 年度からの課税となります。

新築または増改築された場合は、税務課課税係までご連絡ください。

～固定資産税Q & A～

Q 1. 固定資産税は誰に課税されるの？

A. 固定資産税は毎年 1 月 1 日に土地や家屋などを所有されている人に課税されます。

Q 2. 家屋の評価はどうやって行うの？

A. 実際に家屋の外壁や内壁、部屋の内装などを見て評価します。

Q 3. 家屋を取り壊した場合はどうすればいいですか？

A. 家屋を取り壊された場合は、翌年から固定資産税が課税されなくなります。税務課課税係まで「滅失届」を提出してください。

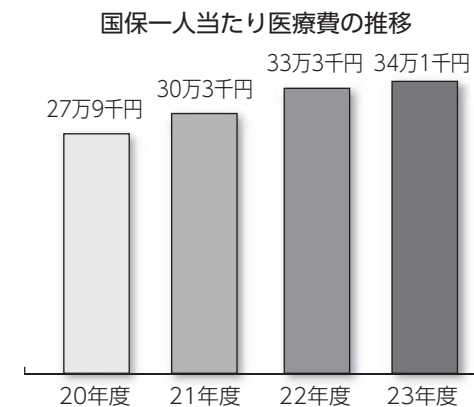
☎ 税務課 課税係 ☎282-1114

特定健診で年に一度の健康チェックを！

☎ 町民保険課 保険係 ☎282-1113



町では、40 歳以上の国保加入者を対象とした特定健診を毎年 7 月と 11 月に実施しています。特定健診とは、さまざまな生活習慣病の原因ともなるメタボリックシンドロームの予防・解消に重点をおいた、生活習慣病を未然に防ぐための健診です。わたしたちの健康をおびやかす生活習慣病は、とくに自覚症状がなく進行します。だからこそ、毎年特定健診を受けることで、身体の異常を早期発見し、生活習慣を振り返ることが大切なのです。健康な毎日過ごすためにも、バランスのとれた食生活や適度な運動を心掛けるとともに、年に一度特定健診を受診しましょう。



町の医療費が年々増加しています。国民健康保険の医療給付費(町が医療機関へ支払うお金)が、年々増加しています。平成 23 年度は平成 22 年度より 3 千万円以上も増加し約 16 億 1 千万円となっています。これを一人当たりの医療費に計算すると、約 34 万円にも上ります。御船町の一人当たりの医療費は県下の市町村と比較しても上位に位置しています。医療給付費が増加することは、国保加入者の保険税値上げにもつながります。そういった事態を防ぐためにも一人一人の健康への意識が必要です。

二次健診のお知らせ

●健診日程

11月9日(金)～12日(月)

●健診受付時間

7時30分～10時

●健診場所 保健センター

●対象者

40歳～74歳の国保加入者

●料 金 1,000 円

●申込方法

対象者の方には、9月中旬に案内文を郵送します。

●申込締切 10月9日(火)

特定健診の検査内容

①問診 健診前に生活習慣等の聞き取りをします。	②血液検査 脂質、肝機能、腎機能、代謝系を調べることができます。
③尿検査 尿中の尿糖・尿蛋白などの検査 糖尿病や腎臓病の発見に役立つ検査です。	④身体測定 身長・体重・腹囲の測定 肥満度がわかる BMI 値や内臓脂肪の蓄積を調べます。
⑤血圧測定	⑥診察
⑦眼底検査	⑧心電図検査

特定健診以外に、各種検診・検査も受診できます。

- 後期高齢者健診 ●子宮がん検診 ●乳がん検診 ●大腸がん検診 ●肺がん検診
- 前立腺がん検診 ●胃がん検診 ●肝炎検査 ●腹部超音波検査

詳しくは、保健センターへお問い合わせください。 ☎保健センター ☎282-1602



平成 15 年度から町が整備を進めていた都市計画道路で、総延長約 900 ㍎(国道 443 号木倉バイパス～御船橋付近)のシンボルロード線が全線開通し、8 月 12 日に第 40 回御船があーっぱ祭り祈願祭と開通式が、同時開催されました。今後、町では全線開通に伴い、シンボルロードの新しい愛称を募集する予定です。

☎ 建設課都市計画係 ☎282-1312

シンボルロード線 全線開通